

景観法及び佐伯市景観条例に基づく届出について

区域別届出対象行為基準表

届出行為の種類	一般地域 (佐伯市内全域)	景観形成重点地区		
		山際周辺地区	船頭町地区	日豊海岸地区
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの 又は延床面積500㎡を超えるもの	全ての行為	全ての行為	※一般地域と同様
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	【垣、さく、塀、擁壁】 ：高さ2mを超えるもの	全ての行為	全ての行為	※一般地域と同様
	【広告塔類】（※1） ：高さ4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるもの			
	【煙突、鉄塔、高架水槽等】 ：高さ10mを超えるもの			
	【製造施設、立体駐車場等】 ：高さ10mを超えるもの 又は築造面積500㎡を超えるもの			
【太陽光、風力発電施設等】 ：高さ10mを超えるもの 又は築造面積500㎡を超えるもの				
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積3,000㎡を超えるもの			
土地の開墾、土石の採取又は鉱物の採掘	行為面積1,000㎡を超えるもの、かつのり面の高さ2mを超えるもの			
木竹の伐採	行為面積の合計1,000㎡を超えるもの（林業等の維持管理のための行為を除く。）			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積面積100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの（堆積期間が90日を超えるものに限る。）			

(※1)：大分県屋外広告物条例の許可を受けたものについては、届出不要とする。